

1985年国籍法改正と海外在住日本人女性配偶者のトランスナショナルなシティズンシップ

—「ベルリン・女の会（JFB）」の活動を事例に—

小林 淳子

1970年代後半から1980年代前半の時期は、世界女性会議の開催や「国連婦人の10年」「女子差別撤廃条約」の採択と批准など、女性政策と女性運動の高まりが見られ、女性運動の非政府の国際的ネットワークも拡大された。この時期、日本政府は、国籍法にある父系優先血統主義の国籍継承に関する条項の見直しを迫られた。日本国内でも1977年に「アジアの女たちの会」が結成され、1980年には当事者の日本人女性による「国際結婚を考える会」が設立され、男女不平等な当時の「国籍法」改正を求める運動をおこなった。この運動の特徴は、日本国内の「国際結婚」の当事者だけでなく、海外在住の日本人女性たちによっても担われた点にある。本稿では、「国際結婚を考える会」の海外協力グループのひとつで、1982年に設立された「ベルリン・女の会」の活動に焦点をあてる。「ベルリン・女の会」の会員に対するインタビューを軸として、会報の記事や資料も参考にしながら、「アジアの女たちの会」や「国際結婚を考える会」と国境を越えた女性のネットワークを形成し、日本の女性国会議員とも連携して、1985年に「国籍法」改正を実現させた運動の展開について考察する。トランスナショナルな視角は、近年、グローバリゼーションとの連関で語られることの多い出身国と受入国の双方に社会的ネットワークを築く移民の多様な生活の分析に用いられるが、本稿では、1980年代前半の国際結婚による移住女性たちを対象に、トランスナショナルなシティズンシップの実践とネットワークの形成を描き出す。

キーワード：シティズンシップ、トランスナショナル、女性のネットワーク

1. 国籍法改正と「国際結婚を考える会」の設立

日本生まれの日本に住む日本人の大部分は、日常的に「日本国籍」であることを意識することなく社会の構成員として生きている。しかし、「国際結婚」の当事者たちにとっては、国籍はきわめて重要な意味をもつ。日本の旧「国籍法」⁽¹⁾には、父が日本人であれば母が外国人でも子どもは日本国籍を継承できるが、父が外国人の場合は、日本人の女性が産んだ子どもであっても日本国籍を取得できないという規定が存在していた。その背景には、「イエは男が継ぐもの」「女は結婚したら夫に従ってイエを出ていくもの」という父系血統優先主義と排外主義の発想があったといえる。当時、「女子差別撤廃条約」批准のために日本政府は国内法整備を迫られていた。国内法整備には、藤田たき、赤松良子、高橋展子などの女性キャリア官僚が政府を動かす原動力となっていた。「国際結婚」の当事者である国内外の日本人女性たちも、旧「国籍法」は男女不平等であるとして、「アジアの女たちの会」、「国際結婚を考える会 (Association For Multi-Cultural Families 以下、略称 AMF)」の活動や訴訟⁽²⁾、女性国会議員を通じて草の根から声をあげた。こうして、旧「国籍法」は1985年に改正された。

AMFによる旧「国籍法」改正運動の特徴のひとつは、この運動が日本国内のグループだけでなく、海外在住の日本人女性のグループによっても担われたことである。AMFの運動と関係がある海外在住の女性グループをまとめてみると、結成の経緯によって次のように大別できる。第一には、元来は、現地における日本人女性の親睦会として結成されたが、「国籍法」改正運動をきっかけにAMFの活動に参加するようになる「カナダ・バンクーバーの会」、「イギリスなみの会」などのグループである。第二には、1980年に設立されたAMFによる、旧「国籍法」改正運動の展開をきっかけに結成された「オランダかもめの会」や「ベルリン・女の会 (Japanische Fraueninitiative Berlin, 以下、JFB⁽³⁾)」などのグループである。また、AMFとの組織関係からいえば、「イギリスなみの会」や「オランダかもめの会」は、その後、AMFに直接参加する。一方、「カナダ・バンクーバーの会」や「ベルリン・

女の会」は、AMFとは協力関係にあるものの、独立した団体としての活動をおこなっている（図1）。このように旧「国籍法」改正運動は、日本国内

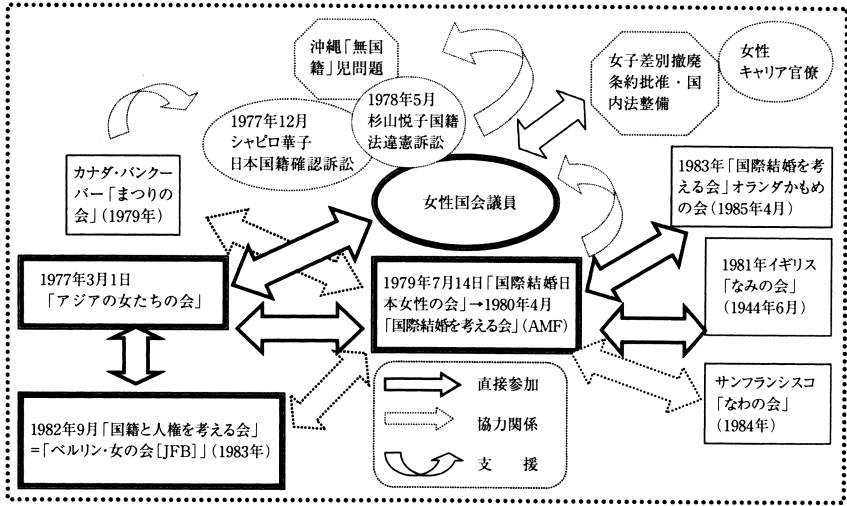


図1 1985年の国籍法改正運動をめぐる女性たちのネットワーク

の女性運動とも連動し、日本政府にむけて「政治的権利」の要求をおこなうという性格を帯びた、海外在住の日本人女性配偶者たちによる国境を越えたシティズンシップをめぐるたたかいでもあったといえる。近年、国際移動研究においては、トランスナショナル視角から、あるいはシティズンシップに関して論じられることが多い。その中で、「国際結婚」による移住者たちの国籍継承の権利要求といった行為はどのように位置づけられるのだろうか。

2. シティズンシップとトランスナショナルな視角

2.1. 変容・拡大するシティズンシップ

19世紀～20世紀半ばまでは国民国家の領土とその成員資格は、国民とし

での共通性を基盤とし、その権利は単一のものとして国民国家により規定されるものであるとされていた。近代シティズンシップの議論は、T.H. Marshallによって国民国家とその成員である個人との間の権利と義務という関係を原則として論じられ、これらは、「政治的権利 (Political right)」「市民的権利 (Civil right)」「社会的権利 (Social right)」の3つの権利としてとらえられてきた (Marshall and Bottomore 1992 = 1993 : 15)。

一方、フェミニズムの視点から、これらの議論における「個人」は、もっぱら「男性」をさしており、「女性」は公的領域から排除され、私的領域に追いやられているのであり、「社会的権利」の議論においては、女性による家庭内での再生産労働に目を向けていないという批判がおこなわれた。

さらには、法的には男女平等が認められているにもかかわらず、政治参加や政策決定の場における女性の不在も問題視されている (岡野 2003 : 173-240)。

現代では、国民国家の領土の境界は流動的になり、成員資格も普遍的な人格 (人権) とされ、その権利も多層的なものにかわり、グローバル化の中で国民国家の領土と成員性の間にズレが生じ、市民社会の中で市民の権利が交錯しているといわれている (Soysal 1994 : 140)。柄谷利恵子は、国境を越える人と市民権を考える上で、Soysalが主張するような「ポスト・ナショナルな市民権」は、いまだ時期尚早だとし、海外に居住する移住者の権利要求の基盤として①「対外的市民権 (external citizenship)」、②「外国人の権利 (aliens' rights)」、③「定住外国人の権利 (denizenship)」、④「普遍的人権 (universal personhood)」の4つを提示する。そして、グローバル時代の市民権として④の「人であることに由来する普遍的権利」をあげ、「移民の権利保護条約」を例に論じている (柄谷 2005 : 309-328)。さらに、「ポスト・ナショナルな市民権」でいわれる、国家の領域とは無関係に権利が付与され享受されるという意味での「脱領域性」ではなく、市民権の変容・拡大をもたらすプロセス進行の場、プロセス進行を推し進める運動主体、プロセスの結果生じる権利の変容・拡大の達成後の受益者が領域的制限にとらわれていないという意味での「脱領域性」を指摘する (柄谷, *ibid.* : 323)。柄谷は、

グローバリゼーションは、市民権のギャップを生み出すが、また市民権の変容を促しえる「場」も増やしていると述べる。たとえば外国人居住者は、海外に居住する市民として外交的保護を主張する場合もあれば、居住地で外国人の権利を追求する選択肢もある。すなわちグローバリゼーションが可能とした複数の「場」や「基盤」を使い分けることが可能であるという。

2.2. トランスナショナルな視角

小井戸彰宏は、グローバルな規模での巨大な移民現象が、草の根レベルでの社会的な関係とその越境化を生み出し、国民国家の枠組みに収まりきれない社会空間を生み出しつつあると述べ、1980年代以降の移民研究において、国境を越えた社会組織の多元的な編成とその多様なインパクトを2つ以上の社会について分析しようとするトランスナショナルな視角が提示されたと述べる。しかし、一方でトランスナショナルな移民がみせる活動のダイナミズムに注目し肯定的にのみ評価する傾向があると述べ、トランスナショナルな視角における研究視点と問題点を指摘し、1) 分析単位 2) 社会関係資本のもつ多義的な作用 3) 国民国家との関係 4) マクロ歴史的視点に分ける分析の必要性を説く(小井戸 2005:381-399)。ここでトランスナショナルな視角の分析例として論じられているのは、アメリカに移住するメキシコやカリブ海の小国出身者のコミュニティとネットワークを軸とした政治的影響力や経済活動に生じる新たな現象である。たとえば、移民は、同郷者団体を通じて故郷へ資金提供をすることで、地域の開発プロジェクトの企画・運営にまで影響力を行使する。前述の柄谷と小井戸のアプローチは異なるが、両者は、今日のグローバル化の進展のもとで、労働移民の市民権にある「脱領域性」や労働移民の社会的ネットワークの形成と、越境的な社会空間における活動に照準をあてている。一方、Beckは、トランスナショナルなアクターの特徴を次のようなものだとしている。(1)トランスナショナルなアクターは多数の場所で国境を越えて、まさにトランスナショナルに行動し、そのかぎり国民国家の領土原理を止揚する。(2)トランスナショナルなアクターの行為は、さまざまな観点から見て国家のアクターの行為よりも包容力

があり、^{エクスクルシヴ}排他的ではない。(3)トランスナショナルなアクターは、しばしば国民国家の所轄官庁よりも効果的な活動をする。(4)非国家的でトランスナショナルなアクターは、排他的な領土国家を互いに競争させて漁夫の利を得ながら、そのことによってトランスナショナルなアクター自身のいわば^{インクルシヴ}「包容力主権」を生み出す (Beck 1997 = 2005 : 200-1)。Beck のこの指摘のうち (3) (4) は、どちらかといえば、超国籍コンツェルンや、グリーンピース、アムネステイといった国際的NGOをトランスナショナルなアクターとして想定し論じられている。

2.3. 「国際結婚」におけるトランスナショナルなシティズンシップと社会的ネットワーク

近年、「国際結婚」により海外へ移住する女性が増加しているといわれる⁽⁴⁾。「国際結婚」により、配偶者の居住国に住むことになった女性たちは、労働移民でもなく、超国籍コンツェルンや国際的NGOのメンバーでもない。彼女たちもまた出身国との間に越境的社会空間を形成し、トランスナショナルなアクターとして複数の「場」と「基盤」を使い分けて権利を主張することが可能であるのか。筆者は、この点について考察するために、事例として、現在でもAMFと連携し活動を継続しており、設立以来の会員も多いAMF海外協力グループのひとつであるJFBのとりくみに注目した。JFBは、1982年に当時の西ベルリン⁽⁵⁾で「国籍と人権を考える会・西ベルリン」として設立され、AMFの海外協力グループとしては、さきがけて旧「国籍法」改正運動にとりくんだ。AMFとの協力や「国際結婚」に関する活動は、いくつかの「分科会 (Arbeitsgruppe) 活動」のひとつとして位置づけているグループである。1985年の「国籍法」改正を中心としたJFBの活動の展開を把握するために、筆者は、ベルリンにおいてJFBの会員6名にたいしてフォーカス・グループ・インタビュー⁽⁶⁾と、質問票によるアンケートを実施した。そこから得られた回答をもとに属性を表にまとめた (表1)。

本稿では、JFBの女性たちへのインタビューを手がかりに、出版物、AMFの会報記事等も参考にして、1985年の「国籍法」改正を軸に、JFBの女性た

表1 調査者の属性

名前	A	B	C	D	E	F
年齢	60代	70代	50代	70代	60代	50代
国籍	ドイツ	日本	日本	ドイツ	日本	日本
ドイツ入国年	1973年	1966年	1978年	1966年	1972年	1974年
入国当時の職業	JICA生活改良普及員	グラフィック・デザイナー	会社員	看護師	公務員	会社員
現在の職業	年金生活者 (歯科技工士)	年金生活者 (日本語教師)	通訳・観光ガイド業	年金生活者 (看護師)	年金生活者 (看護師)	補習校教師、 日本語教師
資格取得のための学校	1989～1992年 歯科技工士養成校	1954～1960年 ドイツ：2年間	特になし	1949～1952年 看護師資格 (日本)	1973～1977年 看護師養成校 (ドイツ)	特になし
現在の居住地	ベルリン	ベルリン	ベルリン	ベルリン	ベルリン	ベルリン
関係国(滞在国)	インド2年、 ドイツ32年、 ジンバブエ3年	ドイツ40年	ドイツ27年	ドイツ40年	ドイツ33年	ドイツ31年
現在の家族構成	娘1人	独身	夫と息子2人	息子	独身	夫、娘1人
結婚した年と場所	1974年、 西ベルリン	なし	1980年、 西ベルリン	1970年、 西ベルリン	なし	1976年、 西ベルリン

調査対象者のアンケートから筆者が作成

ちが、「定住外国人」「外国人配偶者」として居住するベルリンにおいてどのような「場」や「基盤」を使い分け、日本政府にむけてどのように政治意思の表明をおこない、政策決定の場に関与していったかというシティズンシップの実践⁽⁷⁾のありようを論じる。あわせて、国境を越えた社会的空間と女性たちのネットワーク形成のプロセスを実証的に考察することを目的とする。

3. ベルリンの外国人政策と女性の活動

移住者にとって、受入国の外国人政策は重要である。ベルリンの外国人政策について論じた上藤文湖は、東西冷戦の最前線である当時の西ベルリンには、亡命者をはじめ外国人の流入も多く、ベルリン州では、統一以前から国家レベルにさきがけて外国人統合政策がすすんでいたと指摘している。その

中心を担ったのが1981年に設置された外国人委任官 (Ausländerbeauftragte) であり、労働、教育、住居、社会保障に留まらず、外国人の法的地位の改善や政治参加を志向する政策が、外国人統合政策として行われていたと述べている (上藤, 2006:369-82)。

内藤正典は、ベルリンの外国人について、外国人のうちで人口の多いトルコ人女性にたいしては、イスラム的道德観にもとづく性別役割のために、統合政策のプログラムへの参加がむずかしいことを考慮して、行政側が「母親向けドイツ語講座」を設けるなど積極的支援をおこなっていたと指摘する。トルコ人女性たちの組織は、ドイツ政府からは、ドイツ社会からの差別だけでなく、トルコ人コミュニティの中にあるジェンダー・ギャップを克服する役割を果たすものとしてとらえられ、行政当局と協力して統合政策にとりくむ組織として位置づけられていた (内藤, 1996:303-308)。このように、ベルリンでは「外国人女性」というとき、政策上も「トルコ人女性」が中心に想定されていた。

一方、「日本人女性」は夫がドイツ人である場合が多く、宗教上の問題もほとんどなく、その組織化については、むしろ「外国人女性」政策の恩恵を受けたかたちである。

JFBによれば⁽⁸⁾、外国人の組織が、公式な組織として認められるためには、会員が7名程度いて、ドイツ語の定款を用意し裁判所に登録して登録法人団体になることが必要である。会には代表を置き、年次総会の開催と会計報告が義務づけられる。それ以外の外国人による非公式の小さなグループは多数あり、外国人女性のためのグループもある。ベルリン市では「自助-コンタクト-インフォメーションの場 (Selbsthilfe-Kontakt-und-Informationsstelle, 以下、略称 SEKIS)」という機関が、自助グループの結成と運営をサポートし、グループを統括する。この機関は、社会福祉団体に属しており、ベルリン市の12の区にそれぞれ自助グループを支援する機関を置いている。

4. JFBの設立と展開

4.1. 「国籍と人権を考える会・西ベルリン (JFB)」の結成

JFBの結成の経緯についてみることにしよう。1982年、「アジアの女たちの会」のIは、夫の赴任にともなって西ベルリンに1年あまり滞在し、西ベルリン在住の国際結婚をしている日本人女性に「国籍法」の勉強会をよびかけた。そこで、JFB（「国籍と人権を考える会・西ベルリン」）が結成され、Iを通じて日本のAMFとの交流もはじまった。女性たちへのインタビューやAMFの会報記事からは、当時の様子がうかがえる。

——筆者:「それで元々、会ができたのは誰がどういうふうにつくったのですか?」

F:「わたしの夫はビルマからの政治亡命者⁽⁹⁾だったからね、だから国籍が、まあ、ないに等しいのよ。だから子どもは5才くらいまで『無国籍』⁽¹⁰⁾だったの。だから悩んだんですね。」

B:「一人で悩んでいて、そこへ大学の東アジア科に、Iさんの夫が教授としてみえて、奥さんが国籍法の専門家で、まわりにいた学生なんかが集まってみれば、いろいろ問題を抱えていたのよね。」

C:「そうね。うちはね、上の子どもは、結婚前に生まれたから日本国籍があったのだけど、下の子どもは、結婚後に生まれたので日本国籍がなかった⁽¹¹⁾」

B:「そうそう、この人が、そういうことを言って、法務省のT課長が来た時、かなり圧迫された感じだったよね。」

インタビューからは、女性たちが国籍に関していかに問題を抱えていたのが汲み取れる。また、JFBの発足もない1983年1月号のAMF会報には、「国籍と人権を考える会・西ベルリンのシュフナーさんを囲んで」という見出しで当時の様子を物語る記事が掲載されている。

「西ベルリン在住の日本女性を中心となり、国籍法の勉強を始めたのがきっかけで、社会に自分たちの意見を言うためにはグループを形成する方が良いと思われたので、きちんと名前もつけました。定例会を月に二度持ち、国籍、年金、教育、言葉、戸籍、入管のことなどを勉強していくことにしました。資料を集めたり、日本とドイツの制度を比較したり、西ベルリンに新しく来た日本人の相談に応じたりもします。たいてい夫が日本人ではないので、子供の日本語教育にも熱が入ります。日本国籍ではないという理由で、日本人の補習語学校にも入れてもらえず、非常に残念に思うが、私たちの手で子供会を作り、子供に日本語を教えている。(中略)この様に、日本に起こる事件に関しても私たちの意見を出し、明確に意思表示する必要があります。」(強調は、筆者)(国際結婚を考える会 1983)

この記事からは、旧「国籍法」の規定により、母親の日本国籍を継承できない「国際結婚」の子どもは、「日本人」として扱われず、日本人補習学校への入学に関して差別を受けていたことがわかる。日本人補習学校は、当時の日本の文部省の管轄であるから、日本人女性配偶者にとってこのような扱いは、外国人の夫をもつ女性であるがゆえに、その子どもが日本という国家から「非・国民」と名指されて、「国籍」という「成員資格」を剥奪され、「社会的権利」である「教育の機会平等」から排除されることに等しかった。これに対して日本人女性配偶者は、西ベルリンにおける「市民的権利」を行使してグループを結成して対抗していく。JFBは、1982年の設立以来、前述のSEKISの支援を受け、20年近く集会場所を借りているほか、過去に幾度かベルリン市より補助金の支出を受けている。ドイツ社会においては、「外国人」であり、さらに1985年までは、「女性」であるがゆえに、子どもへの日本国籍継承を認められなかった会員たちにとっては、「国籍」や「人権」は、つねに身近に感じられるものであった。JFBは、日本という国家や日本人に向けては、「国籍と人権を考える会・西ベルリン」という名称を用いて、単なる親睦団体ではないというメッセージをおくる一方、ドイツ社会にたいして

は、一貫して Japanese Fraueninitiative Berlin (「日本人女性イニシアティブ・ベルリン」) を用いている。外国人の比率が高いベルリンでは、あまたの市民グループが直接・間接的に行政からの支援を受けて活動しているので、「日本人女性イニシアティブ・ベルリン」という名称は、ベルリン社会にむけて、活動を担う日本人女性の存在感やナショナルなアイデンティティをアピールしたともいえよう。1991年にJFBは、日本語の名称を「ベルリン・女の会」に変更するが、そこには、ドイツ統一を考慮すると同時に、ベルリン社会に根をおろした日本人女性たちが主体の組織であるという自負とベルリンの日本人コミュニティへの主張が感じられる。

4.2. 西ベルリンにおける国籍法改正運動と日本の女性たちとの連携

JFBの西ベルリンにおける国籍法改正運動はどのように展開されたかを、女性たちへのインタビューから探してみる。

F：「外国からの発言はインパクトがあったのね。」

B：「街へ出て署名を集めて、へたなドイツ語で。その頃、ちょうどギリシャやイタリアなんかから来た人が多くて、血統主義だから、その子どもにはドイツ国籍がなかった...私たちが綿々と訴えるとドイツの人もよくわかってくれた...それを送って、国会の土井たか子さんを窓口にして、バサッと『これだけ署名がありました』ってやったのよ。それも日本人じゃなくてヨーロッパ人の名前だからね...議事録に書かれたんですよ。そんなこともあって、やった！という気持ちになったね。」

B：「それで私たちも勉強したのよね。こういうのがほしいって言われると図書館に行って探してもってきて、それを日本語になおして、Iさんにもっていってもらおう。」

C：「法律だから、なかなかむずかしいけど、ていねいにやってくれた」

旧「国籍法」改正を求める署名を集めるために、会員たちは西ベルリンの街頭にたつて市民たちに呼びかけをおこなった。西ドイツ国籍法の国籍継承は、1974年までは、日本の旧「国籍法」と同様に父系血統優先主義であったが、ドイツ人女性たちの運動によって父母両系主義に変更になっていた。日常的に「国籍」への意識が高い⁽¹²⁾ 東西「冷戦」下の西ベルリン社会では、市民の関心は強く、JFBの呼びかけに対して2,051の署名が集まり、これを日本政府に提出したのである。

国会では、当時の社会党衆議院議員の土井たか子が国籍法について政府の見解をただしている。当時の国会の質疑の様子を1984(昭和59)年4月20日衆議院法務委員会の会議録から抜粋してみる。

土井委員 (前略) さて質問を終わりますが、私自身のところにこういう要望書なるものが外国からたくさん参っております。中にはテレックスでギリシャのアテネからたくさんの方の名前がこのとおりの要望書として入ってきておるのです (中略)。

よく重国籍者というのはいろいろな点で不都合があるということを法務省の方は説明のときに言われるのだけれども、しかし、重国籍者であるがゆえにどういう不都合が今までありましたかと聞いたら、余りそれに対してのお答えはないのです。特に、父系優先血統主義の中で重国籍者はたくさんできたわけですが、父母両系主義になって改めて重国籍けしからぬと言われるのはどうも私には解せないのですね。今までこういうふうの不都合があったというのだったらわかりますが、どうもそれに対しての御説明がないまま重国籍は困る困ると言われますが、このアテネの例なんかは実は向こうで広島、長崎の日本の経験というものを生かして日本は平和主義の国家であるということをヨーロッパでもこの重国籍者の立場でいろいろと運動するということがどれほど日本のイメージを高からしめているかということの実態もあるということを一いつ御承知おきいただきたいなと私は思うくらいです。

大臣、本当にたくさん諸外国から来たのですよ、次から次へと。このことを特に私は強く最後に御参考までに申し上げさせていただいて、質

問を終えさせていただきたいと思います。ありがとうございました（強調は筆者）。

土井の質問は、ジェンダーの視点から、父系優先血統主義の国籍継承の規定により、日本人の父親と外国人の母親の間に生まれた重国籍者の子どもは問題とされず、国際結婚で母親が日本人女性の場合には、子どもに国籍継承を認めようとする政府の態度の矛盾についている。また、海外で「重国籍」を求める日本人女性たちによる平和運動は、むしろ海外での日本のナショナルなイメージの向上に貢献していると主張を展開していることは興味深い。IやAMFを通じて海外から日本に送られた署名は、国会での質疑の場に出されるが、この一連の運動は、当時、国内法を整備し、「女子差別撤廃条約」批准を迫られていた日本政府を旧「国籍法」の改正へと向かわせる契機のひとつとなったといえよう。ベルリンの日本人女性は、「アジアの女たちの会」や日本国内のAMFと連携し、間接的ではあるが、当時の社会党を通じて日本の国会という政策決定の場への回路をつくり、海外在住の女性たちの政治的参加をも果たしたといえる。

5. 日本人女性のネットワークとトランスナショナルなシティズンシップ

JFBの国籍法改正をめぐる活動の展開からは、いくつかの重要な要因とトランスナショナルなシティズンシップの実践の特徴が見出せる。

まず、運動の面から、JFBの活動を可能にした要因をあげてみる。第一に、社会的ネットワークとしての人的資源があげられる。「国連婦人の10年」「女子差別撤廃条約」の採択など、世界的な女性政策・運動の高まりを背景に、「アジアの女たちの会」を軸にして、AMF、日本の女性国会議員と、西ベルリンの日本人女性たち 사이에国境を越えた重層的なネットワークが築かれたことである。

JFBは、このネットワークを介して男女不平等な旧「国籍法」について改

正を求める政治意思の表明を日本政府におこない、間接的ではあるが、政策決定の場に参加し改正を実現させたといえる。JFBは、これにより、国民と国家間の関係性を垂直なものではなく水平的にとらえるようになっていった。第二に、ベルリンでは、「外国人女性」の結社活動が「市民的権利」として承認され、ベルリン市より財政的支援を受けることができ、「外国人女性」の公共空間⁽¹³⁾への参入が政策的に可能であったことである。ただし、日本人女性たちは、「定住外国人女性」であり、多くが「ドイツ人の配偶者」であって、たとえば、非正規滞在の「外国人女性」とは異なる地位にあることは留意しておくべきであろう。いずれにせよ、歴史的文化的背景が異なる

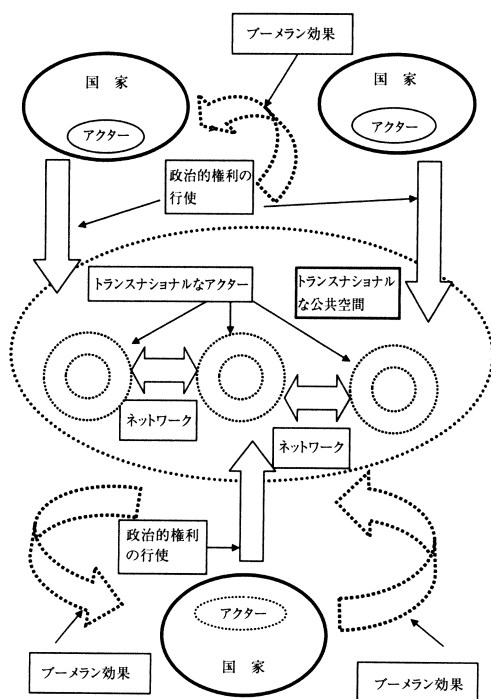


図2 トランスナショナルなシティズンシップ概念図

とはいえ、日本における在日韓国・朝鮮女性の1世たちが、家族内のジェンダー規範にもはばまれ、私的領域内に活動を限定されていた状況（徐 2005:91-108）と比較すると、この政策が外国人女性の運動に果たした役割は小さくない。

次に、トランスナショナルな視角とシティズンシップという観点から、JFBの活動の特徴をとらえてみる。JFBは、1985年の「国籍法」改正運動を展開する上でベルリンにおける外国人の権利である「集会・結社の自由」を「基盤」にして組織をつくる。活動の「場」は、ベルリンという限定された都市である。JFBは、ドイツ語と日本語で別々の組織名称を使いわけて、ベルリン社会では、「外国人女性」組織として街頭で署名活動をおこなう。一方、「日本国民」としての政治的権利を「基盤」にして、日本という国民国家の領土の外側から、日本国内のアクターである「アジアの女たちの会」やAMFなどの組織と連携し、女性国会議員を通じて政治的意思の表明をおこなった。同時に、ベルリンのアクターたちは、ドイツ以外のアメリカやカナダ、日本といった、それぞれの国民国家の領土内に切り離されて存在する「国籍法」改正に共感を抱くアクターたちとAMFを介して結びついた。すなわち、国家の領土との「空間的隔たり」を超えて、それぞれの「社会的隔たり」を廃棄し（Beck *ibid.*:203-4）、トランスナショナルな公共空間に、トランスナショナルな主体を立ち上げたのである（図2）。これは、国民国家という確定された領土という空間に国民が生活し行為するという考えを覆した（Beck *ibid.*:46）。ベルリンでのとりくみは、結果的に国外へ場を移すことで国内での不利なパワーバランスを有利に導こうとする「ブーメラン効果」を日本の運動にもたらしたともいえる（Tarrow 1998 = 2006:314-7）。世界に散らばるいくつものローカルな女性のネットワークが国境を越えてつながることによって国内政治に影響を与えたのである。同郷者団体を介しての送金や寄付などの行為により故郷のコミュニティに影響力をもつ労働移民⁽¹⁴⁾や、最小コストで最大の利潤を得るために世界市場を駆けめぐる超国籍コンツェルン、インターネットでつながり、国連世界会議などに参加し国際政治にはたらきかける国際的NGOとは異なるトランスナショナルなアク

ターとして、「国際結婚」の配偶者である「外国人女性」の存在を示した。これらの日本人女性たちの活動が、今日のようなコンピューターを介したヴァーチャルなコミュニケーションが一般に普及する以前から展開されていたことは注目すべきである。

本稿では、1982年に、ベルリンにおいて日本人女性たちがJFBを結成し、旧「国籍法」改正運動を展開し、日本にむけて「アジアの女たちの会」やAMF、女性国会議員を通じて政治的意思表明の回路をつくりだした姿を、女性たちへのインタビューを中心に描きだした。「国際結婚」という形態をとり移動する女性たちのシティズンシップは、「配偶者」としての滞在資格をもつことで他の移住者とはどう異なるのか、女性たちの間に出身国/受入国によるシティズンシップの「差異」はないのかまで十分に論じることはできなかった。さらに、「女性運動⁽¹⁵⁾」として社会運動の中にもどのように位置づけられるのかという点も解明できていない。残された問題は多いが、今後の課題としたい。

(こばやし じゅんこ お茶の水女子大学大学院人間文化研究科)

【謝辞】

本研究は、資料収集や調査に協力していただいた「ベルリン・女の会」なくしては成立しなかったものである。同会のご協力を記して感謝申し上げる。また、本研究の一部は、お茶の水女子大学「魅力ある大学院教育のイニシアティブ」学生海外調査研究(2005年度)より助成を受けた。

【注】

- (1) 本稿においては、1985年以前の国籍法を旧「国籍法」、1985年に改正されたものを新「国籍法」又は1985年「国籍法」と表す。
- (2) 1977年12月「シャビロ華子日本国籍確認訴訟」、1978年5月「杉山悦子国籍法違憲訴訟」などがある。一番の東京地裁では、「国籍法」を合憲とし、原告のうち子ども二人の請求は棄却、杉山悦子の訴えは却下、二審の東京高裁では控訴棄却となった。しかし、国籍法が従来疑うことなく採用してきた父系主義の憲法秩序的妥当性に疑問が表明された結果父母両系主義への「国籍法」改正へと政府を向かわせたとの見方もある(国際結婚を考える会 1991)。
- (3) 本稿では、「国籍と人権を考える会・ベルリン」(1982年～1990年)「ベルリン・女の会」(1991年～)をともにドイツ語表記の略称JFBに統一して表す。

- (4) たとえば、Constable 2003 を参照。
- (5) 本稿においては、1991年のドイツ統一以前についても考察をするので、統一以前については「西ドイツ」「西ベルリン」と表記する。また、特にことわりのない限り、「ドイツ」「ベルリン」の名称は、統一前から現在にいたるまでの普遍的なことがら、あるいは統一後のドイツ、ベルリンに対して用いる。
- (6) フォーカス・グループ・インタビューとは、もともとマーケティング調査で用いられる調査法。6～9人の調査対象者に集まってもらい、1時間半～2時間程度の時間である特定の事柄について、司会者の進行にそって座談会形式で非指示・非構成で実施するもの。ただし、調査内容や時間は、あらかじめ、ある程度設定しておく。調査対象者の協同により1人の個別のインタビューよりも広範囲な情報が得られる、一人の発言がスノーボールのように他の対象者の連鎖的な発言につながる、事前に予期していなかった情報が得られるなどの利点がある。なお、本調査は、2006年2月19日にベルリンで実施した。
- (7) 本稿では、「シティズンシップの実践」というときは、政治体における「市民権」としての諸権利の行使の意味として用いる。
- (8) ベルリンの外国人政策の多くは、JFB会員のNさんにご教示いただいた。
- (9) 西ドイツでは、ナチス・ドイツ政権時代の反省から外国人政治亡命者や難民を庇護する政策をとっていた。
- (10) 日本の旧国籍法では、父が知れないときや婚外子の場合、母親の日本国籍を取得できたが、法律婚では、これが認められなかった。そのため、駐留米軍兵士と沖縄の女性との間に生まれた多くの子どもが、アメリカの出生地主義と日本の血統主義の国籍法のはざままで「無国籍児」になり、社会問題化した。
- (11) Cさんの上の子どもは「婚外子」として生まれたので、旧「国籍法」の規定により母親の日本国籍を継承できたが、下の子どもは法律婚後に生まれたため、旧「国籍法」では、父親の国籍のみが認められ、母親の日本国籍は取得できなかった。
- (12) 上藤によれば、ベルリンでは、実現にはいたらなかったが、1980年代ははじめより、地方参政権と二重国籍付与によって外国人を統合しようとする政策がとられ、トルコ人組織が掲げた参政権要求には、数多くの外国人組織が賛同したという（上藤 2006：372）。
- (13) 「公共空間」とは、自らの「行為」と「意見」に対して応答が返される空間であり、共通世界に対する多元的なパースペクティブが存在するときのみ、それらが互いに交わされる空間としての意味をもつ（齋藤 2000：vii, 47.）。
- (14) たとえば、香港のフィリピン人女性移住家事労働者が他の労働者の問題解決にあたって、NGOワーカーや地元のボランティアと支援活動に関わるなどがあげられる（小ヶ谷 2002：134-5）。
- (15) アラン・トゥーレーヌはフェミニズムと女性運動の運動理論を区別していた。前者は、

日常場面での男女の権利の平等を求めるもの。後者は、男性に従属させられている女性の地位、またはその地位を強いる支配システムに抗議して立ちあがる運動である。(杉山 2000 : 56-60)。

〔引用文献〕

- Beck, Ulrich, 1997, *Was ist Globalisierung? : Irrtümer des Globalismus : Antworten auf Globalisierung*, Suhrkamp Verlag Frankfurt am Main. (= 2005, 木前利明・中村健吾監訳『グローバル化の社会学—グローバリズムの誤謬—グローバル化への応答』国文社.) : 4, 201-1.
- Constable, Nicole 2003 *Romance on a Global Stage*, London : University of California Press.
- 柄谷利恵子, 2005, 「国境を越える人と市民権—グローバル時代の市民権を考える新しい視座を求めて—」『社会学評論』56-2 : 309-328.
- 小井戸彰宏, 2005, 「グローバル化と越境的社会空間の編成—移民研究におけるトランスナショナル視角の諸問題—」『社会学評論』56-2 : 381-399.
- 国際結婚を考える会, 1991『二重国籍』時事通信社
- Marshall, T. H. and Bottomore Tom, 1992, *Citizenship and Social Class*, : Pluto Press: (= 岩崎信彦, 中村健吾訳, 1993, 『シティズンシップと社会的階級—近現代を総括するマニフェスト』法律文化社) : 15-6
- 内藤正典, 1996, 『アッラーのヨーロッパ—移民とイスラム復興』中東イスラム世界8 東京大学出版会, 287-313.
- 岡野八代, 2003, 『シティズンシップの政治学—国民・国家主義批判』白澤社.
- 小ヶ谷千穂, 2002, 「イシューとしてのグローバリゼーション 女性移民 (移住女性)」伊豫谷登志翁編『グローバリゼーション』作品社 : 134-5.
- 齋藤純一, 2000, 『公共性』岩波書店 : vii, 47.
- 徐阿貴, 2004, 「在日韓国・朝鮮1世女性の主体形成とエンパワーメント—東大阪での実践から」伊藤るり編, 『現代日本社会における国際移民とジェンダー関係の再編に関する研究』2001-2003年度科学研究費補助金研究成果報告 : 91-108.
- Soysal, Yasemin N., 1994, *Limits of Citizenship, Migrants and Postnational Membership in Europe*, University of Chicago Press: 140
- 杉山光信, 2000, 『アラン・トゥレーヌ—現代社会のゆくと新しい社会運動』東信堂 : 56-7.
- Tarrow, Sidney, 1998, *Power in Movement: -Social Movement and Contentions Politics*: Cambridge University Press (= 2006, 大畑祐嗣監訳『社会運動の力—集合的行為の比較社会学』彩流社.), 314-7.
- 上藤文湖, 2006, 「ベルリンにおける外国人政策と〈多文化社会〉論争—〈多文化〉をめぐる社会変容の分析に向けて—」『社会学評論』57 (2) : 369-84.

〔参考資料〕

『アジアと女性解放』1979年10月号

『日本国籍の取得と維持』（パンフレット）ベルリン・女の会，（Japanische fraueninitiative Berlin）1991年

『国際結婚を考える会・ニュース』1983年1月25日 第33号，1984年10月25日 第52号，1989年12月25日 第109号

「国会会議録検索システム」

http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_list.cgi?SESSION=29351&SAVED_RID=4&MODE=1&DTOTAL=16&DMY=497（2006年8月26日取得）

（財）自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER135（February 28, 1997）『ドイツにおける外国人政策をめぐる諸課題』

http://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/cr/35m.htm/（2006年8月31日取得）

Japanese Nationality Act in 1985 and Transnational Women's Activity :

A Case of Japanische Fraueninitiative Berlin

KOBAYASHI Junko

(Ochanomizu University)

This paper focuses on the movement organized by the Japanische Fraueninitiative Berlin in 1980-1986, which was jointly undertaken with its counterpart in Japan the “Association for Multi-Cultural Families” that demanded for the revision of gender inequality provisions in the Japanese Nationality Act. The paper highlights the actors who practice transnational citizenship and who are active in women's network creation.

Key words: citizenship, transnational, women's network